

B: 日本標準産業分類第14回改定に関する国・地方公共団体等からの意見に際する改定原案への反映

通番	提出元	大分類	分類番号等	内容	意見等	理由	担当回	主担当省庁	対応案	対応案とする理由等
B-101	総務省	○教育、学習支援業	8121 8131	説明文	「学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)」の改正(平成28年4月)を受け、義務教育学校が学校の種類として創設された。 義務教育学校で前期課程(小学校段階に相当)、後期課程(中学校段階に相当)について、説明表記や例示等を記載していただきたい。		第8回	文部科学省	・小分類番号813、細分類番号:8132に義務教育学校を新設する。	・義務教育学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の改正(平成二十八年四月一日施行)を受け、新たに制度化された。 ・義務教育学校は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する事業所をいう。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを学校の目的としている。 ・以上を勘案し義務教育学校については、小分類番号813、細分類番号:8132に新たに設置する。
B-102	総務省	○教育、学習支援業	8161 8162	説明文	専門職大学、専門職短期大学について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	記載がないため、説明表記や例示等を記載することで分類が明確になるため。	第8回	文部科学省	・専門職大学については、高等教育機関(小分類番号:816)、大学(細分類番号:8161) ・専門職短期大学については、高等教育機関(小分類番号:816)、短期大学(細分類番号:8162)にそれぞれ分類し、説明表記を記載する。	・専門職大学及び専門職短期大学は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の改正(平成三十一年四月一日施行)を受け、新たに制度化された。 ・深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うために必要な実践的かつ応用的な能力を展開(育成)することを目的として設置された事業所をいう。 ・以上を勘案し専門職大学及び専門職短期大学について、それぞれ説明表記を記載する。
B-103	総務省	○教育、学習支援業	8181	説明文	8181 学校教育支援機関 ○例示に「大学教育質保証・評価センター」の追加を検討していただきたい。	令和元年に新たに高等教育機関の認証評価機関として認証された。当該項目に分類される機関は限定的であるため、明記していただきたい。	第8回	文部科学省	・大学教育質保証・評価センターについて、学校教育支援機関(小分類番号:818、細分類番号:8181)の例示に記載する。	・大学教育質保証・評価センターは、その前身組織の公立大学改革支援・評価研究センターを改組し、一般社団法人公立大学協会の出資により平成31年4月1日に設立された事業所であり、大学の教育研究等についての評価等を行うことを通じ、大学の自律的な質保証活動を支援することを目的としている。 ・大学教育質保証・評価センターが行う事業は、①大学の教育研究等の総合的な状況についての評価、②大学の教育研究等の総合的な状況についての評価に関する調査研究、③①及び②に付帯又は関連する事業である(2021年度同センター事業計画書より)。 ・以上を勘案し大学教育質保証・評価センターについて、例示に記載する。
B-104	総務省	○教育、学習支援業	8216 8249	説明文	8216 社会通信教育 定義文に「一般の社会通信教育」(文部科学省認定社会通信教育以外のもの)も含まれることを明記していただきたい。 ○例示に「社会通信教育(文部科学省認定以外のもの)」の追加を検討していただきたい。 8249 その他の教養・技能教授業 ○例示に「通信教育(学校教育の補習)」の追加を検討していただきたい。	「社会通信教育」には、「文部科学省認定社会通信教育」と「一般の社会通信教育」があるが、現行の例示は前述に該当するものしかなく、後述に対応した例示を追加することにより、範囲の明確化を図る。 また、通信教育の内容が学校教育の補習教育を行う場合は「8249 その他の教養・技能教授業」(ここでは、家庭教師のように学校教育の補習教育を行う事業者も分類)に分類することが適切とのことなので、○例示に追加していただきたい。	第8回	文部科学省	・社会通信教育(文部科学省認定以外のもの)である営利法人・個人等が実施主体の非認定社会通信教育を行う事業所が、社会通信教育(小分類番号:821、細分類番号:8216)に含まれることを説明文に記載する。 ・通信教育(学校教育の補習)については、家庭教師のように学校教育の補習教育を行う事業所のうち、学習塾に含まれない事業所として、その他の教養・技能教授業(小分類番号:824、細分類番号:8249)の例示に記載する。	・社会通信教育(小分類番号:821、細分類番号:8216)については、文部科学省の認定の有無に関わらず、通信の方法により教材等を送付し、添削指導等を行う事業所が含まれる。 ・通信教育(学校教育の補習)については、家庭教師のように学校教育の補習を行う事業所である。 ・以上を勘案し左記の対応とする。
B-105	総務省	○教育、学習支援業	8299	説明文	8299 他に分類されない教育、学習支援業 ○例示に「地域若者サポートステーション」の追加を検討していただきたい。	厚生労働省で「地域若者サポートステーション事業」を実施しており、働くことに悩みを抱えている方に対し、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への就労体験などにより、就労に向けた支援を行う。全ての都道府県に設置されている。	第8回	文部科学省	・地域若者サポートステーションを含む「若者自立支援施設」について、その他の職業・教育支援施設(小分類番号:822、細分類番号:8229)の例示に記載する。	・地域若者サポートステーションは、若者の職業的自立を支援するため、青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第23条に基づき、厚生労働省が平成18年度から設置しているものである(全国177か所に設置(令和2年度))。 ・内容例示への追加は、事業の固有名詞ではなく、包括的な一般名詞が適切であると考えられ、○例示に、就職に困難を抱えた若者への就労支援を行う事業所である「若者自立支援施設」を追加する。
B-106	総務省	○教育、学習支援業	8299	説明文	「8299 他に分類されない教育、学習支援業」について、説明表記や例示等を記載していただきたい。	「8299」は教育、学習支援業を営む事業所で、「8249」は教養、技能、技術などを教授する事業所となっているが、「8299」に料理学校や洋裁学校が含まれている。これらは、教育、学習支援ではなく、技能、技術の教授ではないのか。 「教育、学習支援」と「教養、技能、技術」について明確にしたい。	第8回	文部科学省	【P】調整中	